

## 第10回年金業務・社会保険庁監視等委員会 議事録

1. 日時 平成20年4月11日（金） 14:00～15:55
2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室
3. 出席者  
(委員会) 葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員  
(総務省) 田部事務室長 横田主任調査員ほか  
(厚生労働省) 宮島総括審議官  
(社会保険庁) 坂野長官 吉岡総務部長 石井運営部長 中野社会保険業務センター所長  
北村統括管理官 鈴木運営部企画課長 宮本総務部サービス推進課長  
福本年金保険課長
4. 議事次第
  - (1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング
  - (2) その他

### 5. 会議経過

【葛西委員長】 それでは、時間が参りましたので、ただいまから第10回の年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

厚生労働省及び社会保険庁からヒアリングを行います。本日は、厚生労働省から宮島総括審議官、社会保険庁から坂野長官をはじめ、皆様のご出席をいただいております。前回に引き続き、年金記録適正化実施工程表に基づく進捗状況などのご説明をいただくとともに、当委員会において宿題となっていた事項についてもご回答いただきまして、その後、質疑応答をするということで進めたいと思います。

それでは、よろしくお願ひします。

【鈴木企画課長】 それでは、お手元の資料に従いまして、順次ご説明をさせていただきますと存じます。

まず、資料1でございますが、これは年金記録統合等に係る作業の主な進捗状況ということで、定期的にご報告を申し上げているものでございます。今般につきましては、1の全体状況でございますように、「ねんきん特別便」の名寄せの結果に基づきます送付を、予定どおり3月までに完了してございます。これからは、3月14日に策定をいたしました新しい工程表に従いまして、相談体制の充実を含めまして、すべての方への特別便の送付を着実に実施してまいりたいと思っております。

個別の事項といたしましては、下にございますように、特別便の送付に関しまして、

(1)については、今ご報告を申し上げたとおりでございます。それから、この関係で申しますと、③でございますように、まだご回答をいただいている方がいらっしゃいますので、4月下旬に「回答のお願い」というものを送付するための準備を今、しているところでございます。

それから、(2)でございますように、この4月から第2ステージということで、すべての方への特別便の送付ということを開始してございます。4月2日に開始をいたしたところでございます。その中で、②でございますように、6月から10月にかけての現役加入者の方々への通知様式を決定いたしまして、実施に向けて準備中ということでございます。

この関係で、相談・広報でございますけれども、後ほどご報告を申し上げたいと存じますが、土日・祝日の社会保険事務所の対応日の拡充というものを予定いたしてございまして、専用ダイヤルの拡充、その他いろいろな相談の強化を図っているところでございます。

それから、これもまた後ほどご報告申し上げますけれども、(4)でございますように、いわゆるマイクロフィルムに保管されております総計1,466万件の記録への対応でございますが、この3月までに旧台帳からの転記作業を完了してございまして、これからコンピュータの作業を経た上で、予定どおり5月末までに該当する方への通知の作業というものをやってまいりたいと。

全体の状況は、以上でございます。

続きますA3の横長の資料につきましては、従来のものを更新してございますので、お目通しをいただければと思います。

続きまして、資料2でございます。「ねんきん特別便」についてということで、幾つかご報告がございまして。

2ページめくっていただきまして、一番最初、1ページ目の「ねんきん特別便」の状況ということでございます。今日の時点で一番新しいのは3月18日現在ということで、若干古くて恐縮でございますけれども、また更新をいたしましたら逐次ご報告を申し上げたいと思っております。

3月18日現在で状況を申し上げますと、左側の発送というところがございますけれども、年金受給者232万人、現役加入者506万人、これが全体の分母ということで、これがどういう状況になっているかを見ましたものが右側の回答の欄でございます。

未到達の状況は、ごらんのような形で、年金受給者1万人、現役加入者の方々になりますと、やはり未到達の方が多くなっております。

回答状況でございますけれども、これは未回答の裏返しということになりますので、一番下の回答というところをごらんいただければと思っておりますけれども、年金受給者の方々の回答状況につきましては、ご案内のように、逐次増加をしまして、18日現在では、約6割の方からご回答をいただいているという状況でございます。現役加入者につきましては、まだ送付から間もないということもございまして、12.8%ということでございます。

回答の中身でございますが、右側に移りまして、いわゆる「訂正あり」ということで回答していただいた方々の割合。受給者につきましては、ごらんいただいておりますように、4.4%から16.4%ということで、これも上昇が見られるところでございます。

現役加入者については、まだ45万人、8.9%ということでございますけれども、先ほどごらんいただきました回答をいただいている方、65万人全体の約7割の方が「訂正あり」ということでご回答いただいております。現役加入者の方々は、ご記憶も新しいし、また対象になっている期間も新しいということで、やはり記憶の呼び起こしがしやすい。その結果、「訂正あり」を多くご回答いただいているということではないかと思っております。

それから、欄外にございますけれども、注にございますように、1月末までに、例の特別便の見やすいポイントを同封いたしておりませんでした方々、108万人ございましたけれども、この方々に3月28日に再送付をいたしております。

それから、後ほどご報告いたしますが、まことに申しわけないことに、3月19日発送分に、出力誤りで2万人分誤りがございました。この方々にもおわび状の同封とともに、28日に再送付をしているという状況でございます。

これが特別便の状況でございます、2ページ目に発送・相談・回答状況ということで、より詳しい数字が載っておりますけれども、これはごらんおきいただければと思っております。

3ページ目が、従来から定期的にご報告をいたしております入念照会の状況の直近版でございます。ごらんいただきますと、3月21日現在ということでございますけれども、入念照会を行った方、約4万5,000人を対象として行ってございます。その中で、確認結果でございますけれども、2のところをごらんいただいたらわかりますように、ここ

のところのトレンドが変わっておりませんで、やってみますと、8割近い方がやはりご自分の記録であるということでお返事をいただいているというような状況でございます。

それ以外の相談の状況とか、その次のページの、なぜ「訂正がない」とご回答されたのかというあたりにつきましては、過去のものとお勢が変わってございません。説明は割愛させていただきたいと思っております。

この入念照会の関係で5ページでございますけれども、従前ご報告をいたしておりましたように、入念照会について作業を進めるめどを立てねばならないということで、それぞれの事務局に、今後どのぐらいのめどを立てるのか、具体的に申しますと、どのぐらいの作業量があって、どういったような人員の確保をしていけば、一定程度の時期にめどが立つのかということで、計画をつくって報告をさせ、それを取りまとめたのが、ごらんいただいている資料でございます。

1については、現在の実施状況でございますので、1つ目の○は、先ほどご紹介したとおりでございます。現在、これに当たっております1事務所当たりの人員の配置状況が2つ目の○でございます。総計、大体1.6人/日これに当てているという状況でございます。

それで、今後の取り進め方でございます。2でありますけれども、結局、回答をいただいた上で「訂正なし」とされた方のうちの一定部分が、この入念照会の対象になってまいりますので、今後、回答がどんどん進んでいくであろう、逆に言えば、入念照会の対象はどんどん増えていくだろうということを前提に置きました。具体的には、ここにございますように、未回答者の方の割合は40%まで行くということで、落ちるということで仮定をした場合に、対象件数が大体35万件になるであろう、この方々に入念照会をしていくことになるだろうということでございます。

その中で、各局に積み上げをさせたところ、電話の照会见込み件数、訪問の照会见込み件数、それぞれごらんのようなことございまして、基本的に、現在、電話のほうが訪問よりも多くなっておりますけれども、この作業量の積み上げでは、訪問をほうをより多く積んでおりまして、作業量について安全めに見込んでいますか、より作業量がかかるだろうという見込みを立てているところでございます。

これらをこなすために、具体的には7月末までに終了させるためにどのぐらいの人員が必要なのかということがこの2つ目の○でございます。これも1事務所当たりの積算をさせましたところ、ここにございますように、それぞれ0.7、0.5、1.5ということ

で、総計、各事務所1日当たり2.7名ということでございますので、この部分について人員確保を図ることによって、7月末までに終わるというめどをつけてまいりたいということでございます。

3には、ちなみに、人員確保等のための方策につきまして、それぞれの事務所からどういったような取り組みをしているかというものをとったものでございます。やはり一番多いのは、それぞれ事務所内におきます人員配置の見直しでございます。それから、2つ目の○にございますように、事務所の圏域を超えて、各局からの応援というものもございませう。それから、作業の効率化ということで、下のような幾つかの○が並んでございませうけれども、こういった取り組みをしている事務所もございませう。こういったものにつきまして、基本的に取りまとめた上で水平展開を図って行って、全国的に効率的な事務が着実に行われるようにしてまいりたいと思っております。

ちなみに、一番下に、今後の体制強化後の人員が総計幾らになるかということを書かせていただいているという状況でございます。

次の6ページは、各局の状況につきまして取りまとめたものでございますので、お目通しおきいただければと思っております。

次に、7ページでございますけれども、先ほどご報告申し上げましたように、4月2日から第2ステージの「ねんきん特別便」の発送を始めております。具体的には、まず年金受給者の方々に、高年齢順にお送りをしてございます。現在のところ、4月の第5週、28日までの発送通数について、一応の予定立てができておりますので、それをこういった形でご紹介をさせていただいているということでございます。これについてもお目通しを願えればと思っております。4月30日以降につきましては、また決まり次第ご報告を申し上げたいと思っております。

続きまして、8ページでございますけれども、そういったことで4月以降、第2ステージの特別便、全員に対するお知らせということを始めでございますけれども、これは関係各閣僚会議などでも方針として出されておりますように、とにかくすべての方にきちんとご確認をいただき、ご回答をいただく、そのための取り組みが大事になってまいります。また、相手にする方も非常に多くなってまいります。そういうことで、いわば国を挙げた体制で年金記録の確認をする。そういった体制をいかにつくっていくかということでございます。

ここにご報告させていただいておりますのは、厚生労働省におきまして、4月3日に年

金業務改革推進本部というものを開きまして、これは厚生労働大臣が本部長で、その下に副大臣、政務官、それから事務次官、関係局長が集まっておりますけれども、厚生労働省として、まず4月以降の特別便について、省を挙げた体制でこういった取り組みをしていくか、この方針を決めたということでございます。

ここにございますように、3つ目の○でございますけれども、既にこういうことで、国を挙げた体制で統合等を進めることにしています。4つ目の○でございますけれども、このために、省を挙げてこの取り組みをする。具体的には、介護・福祉関係者とか、事業主の方々、幅広い方のご協力を得て取り組むということでございます。

具体的には、一番下の○にございますように、まず年金受給者につきましては、これはくしくも厚生労働省、高齢者関係団体を所管しておりますので、ある意味で非常に関係の強いルートを持っております。具体的には、高齢者の関係団体、あるいは介護・医療関係団体、こういった方々等のご協力を幅広く得まして、施設に入所されている方も含め、あるいは在宅サービスを受けておられる方々も含めまして、お一人お一人に記録の確認をしていただくような取り組みをしようということでございます。

それから、当然こういった高齢者の方々ばかりではなくて、次のページの②でございますけれども、6月以降の現役加入者につきましては、まずは、私どもが所管しております業種別の団体、例えば医師会、歯科医師会等々もございまして、あるいは看護協会その他、いろんな団体がございます。そういった団体でございますとか、あるいは障害者の関係団体、あるいは私どもの所管の独立行政法人・公益法人等、こういったところの協力を幅広く得まして、現役加入者のお一人お一人に確認していただくような運動を起こしていくということ、これはあくまでもまだ抽象的な方針でございますけれども、決めたわけでございます。

現在、この方針に基づきまして、それぞれ具体的な団体にどのような取り組みをしていただくかという、いわば行動計画のようなものを、各局が責任を持って取りまとめるという取り組みをしておりまして、その取りまとめが終わりましたところでまたご報告を申し上げたいと思っております。

それから、10ページでございますけれども、これも3月14日の関係閣僚会議で決めました工程表に盛り込まさせていただいておりますけれども、今申し上げたすべての方々への「ねんきん特別便」の確認を運動として行っていくために、連絡協議会を設置することが位置づけられてございます。具体的に、受給者の連絡協議会と、加入者の連絡

協議会、それぞれ置くということで、いずれも仮称でございますけれども、それぞれ受給者、加入者、ごらんのような構成、協議事項でございます。受給者については今月中に、加入者については来月のうちにそれぞれ設置いたしたいということで、現在、関係の方面にいろいろとご相談、お願いに伺っているところでございます。これも具体的な設置ができましたら、中身と取り組みをしていく内容につきましてまたご報告をし、ご指導をいただきたいと思っております。

それから、11ページでございます。この6月以降、現役の加入者の方々に多くの特別便を送ってまいらなければなりませんけれども、従前からご報告をいたしておりますように、2号の被保険者、具体的に言いますと、サラリーマンの方々でございますけれども、この方々には、できれば会社を通じて特別便をお渡しいただき、回答についても会社を通じていただくことで、確実にお渡しをし、確実に回答をいただくという取り組みができないだろうか。そのために最大限、事業主の方々のご協力をいただきたいということで取り組んでいるところでございます。

今、進めております具体的な事務の実施方法について取りまとめたのが、ここから引き続く何枚かの紙でございます。

具体的には、2の実施方法というところをごらんいただきまして、現在、私どもで今申し上げましたサラリーマンの方、従業員の方への特別便の配付、回答の回収についてご協力をいただけるかどうかというのを、全国170万の事業所すべてについてご意向の確認をさせていただいております。一応、一番下でございますように、本日までに一つのめどをもって回答いただくことにしておりますけれども、また本日を過ぎましても、できるだけ多く協力をするというご回答をいただけるように、この月末を目途に取り組みを進めてまいりたいと思っております。そういうことで、できるだけ多くの事業所の皆さんに配付と回収のご協力をいただくということでございます。

次の12ページでございますけれども、具体的にご協力をいただければ、事業主の方に特別便をまとめてお送りをし、そこから従業員の方へお渡しをいただくわけでございますけれども、この①(i)の※にございますように、従業員の数が非常に多い事業所につきましては、私どもが特別便を段ボールでどかっとなら送りますと、どういうふうに配ったらいのかと非常に不便な場合がございますので、これは事業主の方々にこういう順番で特別便を並べてほしいというご要望をいただきまして、そのとおりに特別便を並べて事業所のほうにお送りをすると。従業員が1,000人以上の営業所については、こうい

う取り組みをさせていただくということを考えてございまして、今現在、いろいろな準備にかかっているというところでございます。

ちなみに、1,000人というのは、従前3,000人以上で考えておりましたけれども、いろいろ事業主の方々とお話をしてみますと、もうちょっとこのハードルは下がらないのかというご指摘もございまして、準備でぎりぎりできる限度までハードルを下げまして、1,000人以上の事業所についてこういった取り組みをさせていただきたいということで、今準備を進めているところであるということでございます。

続く13ページは、そのフローチャートでございますし、14ページ、15ページは、先ほど申し上げました事業主の方々にご意向を確認させていただいている文書をつけさせていただいておりますので、ごらんおき賜ればと思っております。

それから、16ページでございます。6月以降の加入者の方々への特別便の封筒をはじめといたします様式でございます。これは、先生方にもいろいろお目通しいただいたところでございますけれども、最終的にここにご報告させていただいたような形で決めさせていただきたいと思っております。幾つか先生方にお目通しいただいた後も、できるだけ簡明にわかりやすくするという観点から、幾つか言葉を簡明にした部分がございますけれども、基本的には、ごらんいただいたものを様式としてつけさせていただこうと思っております。23ページまでこの関係は続きますが、またお目通しを賜ればと存じます。

それから、資料2の最後でございますけれども、24ページ以降に、幾つか似たようなチラシのサンプルをつけてございます。これは具体的には、先ほど申しました年金記録の確認を、いわば国民的な運動として起こしていけないだろうかということの一環といたしまして、いろいろな方々のご協力を得て、いろいろな媒体にこういったチラシのたぐいのものを掲載していただいたり、広報に使っていただくということを考えてございまして、それをそれぞれの用途ごとに4枚ほど用意したものでございます。これを私どもでいろいろなお願いに回って、いろんな雑誌なり媒体、あるいは掲示、配置も含めて、これを広めてまいりたいと思っております。

多少長くなりましたが、資料2につきまして、以上でございます。

【宮本サービス推進課長】 では、恐縮でございます、資料3で、相談体制の強化等につきましてのご説明をさせていただきます。

資料3をあけていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。相談体制の強化につきましては、まず第1に、社会保険事務所等によります相談の拡充といったこ

とをこれまで図ってきております。まず、特別便につきましては、ねんきん特別便専用ダイヤルを設けまして、これの対応オペレーターの席数を順次拡充してきておりますが、当初、12月17日に第1便が発送されました当時の350席から、現時点直近の数字におきましては、3月17日現在の実績で、1,340席まで拡充しております。

それから、あわせまして、社会保険事務所の窓口でございますが、混雑して皆さんに大変ご迷惑をおかけしておりますけれども、この混雑状況に対応しまして、順次対応策を講じてきております。現在、臨時相談窓口は、3月19日の、少し古い数字ではございますけれども、実績として設置しましたものは1,713席、これを既存の席とは別に特別便専用の席として追加で設けております。

また、社会保険労務士の先生方、あるいは社会保険庁のOBなどに窓口相談の対応のためとしまして、個別に非常勤職員として対応をお願いしているということも行っております。直近でいきますと、1,582人ほどをお願いをしているという状況でございます。

このほか、当然のことながら、来訪相談の増加に伴いまして、それぞれの事務所の中におきまして、例えば年金問題以外の部門で対応している職員につきまして、弾力的に混雑状況に応じた配置の転換をするといったことを行っております。

また、さらに、これまでは事務所あるいは事務局の中の、別の言葉で言いますと、都道府県域内での人的な支援体制ということをやってきたわけでございますけれども、近時におきましての部分的な混雑の発生に伴いまして、都道府県を超えました全国的な相談対応職員の支援体制を、埼玉、千葉、神奈川を中心にしまして、現在、集中的な投下をしているという状況でございます。今後その状況を踏まえながら、こういった相談支援体制を手厚くする事務所であるとか、あるいは人数等につきまして、機動的な対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、もう1つの○でございますが、一方におきまして、来訪者の皆様に何らかの形でサービスを向上するという観点から、第1に、休日における社会保険事務所の開庁日を追加するという措置を講じております。これにつきましては、3ページの資料をざらんいただきたいと思っております。別紙1として整理させていただきましたが、平成20年4月、この4月から6月の休日の開庁でございます。システムの稼働が、各地の今後の準備作業のためにどうしても使わなければならないという問題はございますけれども、その合間を切り詰めるような形で、何とか休日開庁を増やすという努力をしております。

具体的には、4、5、6月の3カ月におきましては、第2土曜日、黒い○がついている

土曜日でございますけれども、ここは従来からあけるという方針を明らかにしておりましたが、これに加えまして、赤い○の土曜日または日曜日・祝日にも開庁するということになりました。

また、5月末の土日にかけて、◇の24、25、31日の3日間につきましては、システム全体を稼働させることは難しいということでございますけれども、被保険者の方々を中心としました記録を参照しながらの相談には対応できそうだということで、工夫いたしまして、この日につきましては、原則的に開庁と。ただ、受給者の皆様につきましては、受給者の皆様の記録を参照するためのシステムを動かすことができませんので、この日のご相談につきましては、受給者の方のうち、記録をどうしても参照しなければならないといったご相談につきましては、後日お答えさせていただくような方式でご相談に対応させていただきたいと考えております。

それから、2ページでございますけれども、もう1つ、従来から各般よりご相談、ご要請いただきました社会保険労務士の先生方の協力による相談の実施状況でございます。趣旨は、②の下にございますように、身近な事務所、社会保険事務所の数そのものが312ということでございます。場合によりましては、少し遠くなってしまうといったこともございますので、それよりも少し数が多い社会保険労務士の先生方の協力をいただきまして、社会保険労務士の先生方に都道府県ごとに年金相談センターを設置していただく、あるいは協力いただける社会保険労務士の先生方につきましては、開業している事務所で相談を実施すると。あるいは、市町村、郵便局、農漁協にご協力いただきまして、ご協力いただけるそういったところで、一種社会保険労務士の先生方自身によります独自の巡回相談的なものも対応していただけるといったことで、要請いたしまして、この辺をご理解いただき、この作業の準備を進め、部分的にはその事業を実施しているという状況でございます。

また、従来よりご意見いただきましたが、それに伴って必要な窓口装置の貸与といったことにつきましても、準備が整ったところから順次稼働しているという状況でございます。その状況は、恐縮でございますけれども、4ページの別紙2をごらんいただきたいと思っております。

別紙2におきましては、まず第1に、窓口装置、ウィンドウマシンの貸与状況でございますけれども、この4月から社会保険庁の社会保険オンラインシステムは、一部システムの更新が行われております。一番大きな変更点としましては、これまでの個人認証といい

ますか、そのシステムを使うことができる資格を、磁気カードとID・パスワードによって識別する仕組みにしておりましたが、より厳密な管理が可能になっております。ここに書いておりますID・パスワードの発行、生体認証済、磁気カード払出済とございますけれども、これは生体認証済の42社労士会、181人の方につきましては、新しいシステムに切りかわったところで、すぐに稼働ができる状態であり、かつ、その先生方がいらっしゃる46社会保険労務士会におきましては、窓口装置を貸与し、既に稼働している状況ということでございます。

それから、社会保険労務士の先生方をお願いして、市区町村等におきまして場所を借りまして、そこで無料の相談をしていただけるようお願いし、その協力を得られた市区町村から順次これを実施しております。4月1日の状況は、そこに書いてあるとおりでございまして、また次の5ページをごらんいただきますと、4月1日現在でどのぐらいの数の郵便局、農漁協等におきまして実施済み、あるいは実施に向けた調整が進んでいる状況であるということをもとめたものでございます。

それから、もう1つ、3でございますけれども、社会保険事務所に對しまして、社会保険労務士の先生の紹介依頼がありましたときには、社労士会をご紹介いたしまして、社労士会から、その方とご相談しながら、その方の近隣の社会保険労務士の先生を紹介するというところを行ってございまして、既に32事務局におきましてこれらが開始されているという状況でございます。

もう一度2ページにお戻りいただきまして、③市区町村の協力による身近な場所での相談の実施の関係でございます。これは、市区町村におきまして、特別便につきまして、趣旨・目的等の説明であるとか、加入履歴に係る注意喚起の助言、相談等を実施していただけないかということのご協力を要請いたしまして、対応していただける市町村に相談しながら、一部市町村には、今後、窓口装置等の貸与もしつつ、より身近なところで相談できる場を拡充していくことを進めております。

6ページの別紙3をごらんいただきたいと思っております。まず、相談そのものに対応していただけるかどうか、あるいはご相談の結果、手続をすぐに行うことができるといったような方につきましては、その手続を社会保険事務所に届け出るための代行を市町村にやっていただけないだろうかといったことをお願いしております。そこにごございますように、1,752市区町村におきまして、まず相談につきましてのご協力をいただけるというお答えをいただき、また1,268市区町村におきましては、年金加入記録の照会票を提出する

などの届け出の代行を実施するということにつきまして、ご了解、ご協力をいただけると  
いうお答えをいただいております。

また、窓口装置を用いて特別便に関する相談の実施をお願いし、協力いただけるという  
市町村の数は、2にございますように、188市区町村ということをございます。4月  
以降、順次この市区町村につきまして、ウィンドウマシン等の窓口装置の配備を進めてま  
いりたいと考えております。当然のことながら、こういったことにつきまして、市区町村  
等のホームページ、あるいは市区町村の法的な広報媒体等によりまして、その市区町村に  
おきましても以上のような手続の一部、あるいは相談そのものにつきまして対応している  
といったことの周知をお願いしております。

相談の強化につきましては以上のおりでございしますが、恐縮ですが、7ページ以下は、  
特別便につきましての広報の実績と今後の予定でございします。特別便につきましては、ま  
ず第1に、中をよくご確認いただき、最終的には手続をきちんととっていただくというこ  
とが一番大きな訴求内容、訴えかけたい内容でございまして、1のこれまでの主な広報の  
実績にございますように、政府広報にご協力を仰ぎながら、新聞の記事下広告であるとか、  
政府広報が持っておりますテレビ・ラジオ番組、あるいは政府広報によって行いますコマ  
ーシャルといったことを行っております。詳細な実施につきましては、10ページにリス  
トがございしますけれども、こういった形でこれまでその時々状況を踏まえながら、各種  
の媒体におきまして訴えかけたい内容をかなり絞り込んで、集中的な広報を行ってまい  
りました。

また、7ページに戻っていただき、一番下にございますように、雑誌広告におきまして、  
政府広報の部分で持っているページを使いまして、特別便の趣旨であるとか、最近の状況  
等につきまして、多くの方の目を引くようご協力いただいた形の記事を掲載するといっ  
たことを行っております。

8ページをごらんいただきますと、雑誌以外にテレビ・ラジオ等についてやりましたこ  
とにつきましてご報告させていただきますが、個別の項目につきましては、先ほどごらん  
いただきました10ページのところに個々の細かい番組のリストがございしますので、ごら  
んいただければと思います。

また、8ページの(3)でございしますけれども、社会保険庁における独自の広報とし  
まして、最近活用が多くなっておりますホームページでございしますが、「ねんきん特別便」  
のコーナーを設けまして、これらを通じた正しい情報を適切な時期に公表するといっ  
たこ

とを行っております。

現在のページの中で、多数のページにわたっておりますので資料の数が膨大になることを踏まえまして、主なものだけを掲げさせていただきましたのが11ページでございます。現在、4月以降におきまして、名寄せに該当されました青い封筒で特別便をお受け取りになられている方と、名寄せに該当されなかった方、それ以外の全員の方にお送りする緑色の特別便と二通りの特別便が現在発生しておりますので、どちらの特別便をお受け取りになられた場合に、どういうことにご留意いただき、どういう手続が必要なのかといったことを、クリックする中で必要なページに飛んで行くという、ホームページの特性を使いましてご案内にも力を入れております。

9ページは、今後の予定でございますけれども、今後、20年度におきます広報の予定につきましては、現在、関係方面等と調整しておりますけれども、基本的には、これまでの広報と同様に、「ねんきん特別便」の回答状況を踏まえつつ、コンピュータ上の突き合わせによる、基礎年金番号に結びつく可能性のある記録をできる限り統合していくということに向けまして、国民各層に幅広くその趣旨、あるいは目的等が浸透し、きちんと手続をしていただけるよう、幅広い広報媒体を活用しつつ、その時々状況を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

相談体制の強化等につきましてのご説明は、以上でございます。

【中野所長】 では、引き続きまして、次の資料4をごらんいただきたいと存じます。こちらは、厚生年金・船員保険の旧台帳、マイクロフィルムで管理をされております記録を、基礎年金番号がついた記録との突合をするという作業でございます。

それで、作業の流れを図でお示しをしております。①旧台帳からの漢字氏名等を転記いたしまして、それについて判読が難しいものにつきましては、書道家による漢字氏名の確認等を経まして、パンチ入力をし磁気媒体化をします。その後、その磁気媒体化したものをオンライン記録の氏名等と突き合わせを行います。その結果、一致をしたものについて、②になりますけれども、加入期間等の情報を入力いたしまして、③でございますコンピュータ処理による期間重複がないかというチェックを行い、その後、通知を差し上げるという段取りになります。

それで、現在の状況でございますけれども、下に書いてございますが、転記・パンチ作業が済んだものが1,430万件ございます。これらのうち、右の箱でございますが、氏名等の突き合わせ処理、上の図の④になります。これを3月中に2回実施いたしまして、

1,400万件についてはその処理まで終わっております。その結果、②のところがございますように、120万件につきましては、記録の一致がございました。これらについて、現在、⑤にあります記録入力作業を行っております。注に記載をさせていただきましたが、4月中旬に残りの氏名等の突き合わせ処理を行う予定にしております。また、5月上旬に期間重複チェックを行いまして、通知対象者を確定するという事で現在、作業を鋭意進めているところでございます。

引き続きまして、資料5に2つほどご報告事項がございます。

まず、1ページをごらんいただきたいと存じます。1でございますが、年金記録につきまして、氏名を機械的に変換を行いましたために、氏名の変換が正しく行われなかった。そのために今回行いました名寄せ作業がうまくいかなかった可能性がある記録につきまして、約150万件について、本年2月上旬から4月末までを目途に、払出簿という紙の資料に当たりまして漢字氏名を確認の上、漢字氏名収録を行っております。

この状況でございますが、(2)にございますように、3月30日現在で153万件まで漢字氏名の確認を完了し、143万件につきまして、コンピュータへの収録が完了いたしております。この作業を終えました後、再び突き合わせの作業を進めることにいたしております。

それから、2ですが、氏名等が記載をされていなかった記録、いわゆる524万件の記録のうち補正が困難であったものについて、さらに継続して作業を進めてきております。2月中旬から4月末までの目途で丹念に調査を行っているところでございます。3月21日現在で、約4万件の調査を終えました。その結果、約1万1,000件の記録について、氏名の補正ができたという状況になっております。残るものにつきましても、引き続き調査を行うこととしております。

2ページ目、3ページ目は、その関連のより細かなご説明資料でございます。

4ページ目は、氏名等の調査をさらに継続する、今回の調査で明らかにならなかったものにつきましても、この参考にございますような形で、氏名・生年月日の調査をさらに継続していくこととしております。

以上が、1点目のご報告でございます。

それから、5ページ。冒頭、企画課長のほうからもご報告申し上げましたが、3月19日に発送いたしました「ねんきん特別便」の一部に出力誤りがございました。対象者の方にご迷惑をおかけしたわけでございます。その件数、このページにございますように、1

万9,827でございました。これらにつきましては、3月28日におわびのお手紙とともに、再発送をいたしております。

次の6ページをごらんいただきますと、事象1でございます。別人の記録がお届けいたしました特別便の加入記録の部分に入っている。中段の正しい記録、左側に書いてございます1、2はこの方の記録、この方ではない別人の記録が入ってしまっていると。下段についても、重複して出力をされるなどの不具合が発生しております。次のページをごらんいただきますと、もう1種類の不具合でございますが、何も出力されないという事象も発生いたしました。この2種類の事象がございましたので、これらについて原因究明をいたしまして、数を確定し、再送付を実施したということでございます。

8ページには、どうしてこのような事象が発生したのかを図でお示したものをおつけいたしております。ごらんいただければと存じます。

**【葛西委員長】** それでは、ただいまの資料のご説明に対しご意見、ご質問がありましたら、委員のほうからご発言をお願いします。

**【村岡委員】** 1点教えていただきたいんですが、資料2の入念照会に係る今後の対応方針という資料がありますよね。この資料の入念照会対象件数の見込みが約35万件というのは、これはどこから出てきた数字なんですか。この未回答者の割合を40%と仮定したということだと、未回答者は前の表を見るともっと多いので、単純に考えると35万人よりも多いのではないかと思うんですが。

**【鈴木企画課長】** これは、先ほどご説明申し上げましたように、入念照会は1回回答をいただいて、いただいた回答が「訂正なし」であった方に入念的に照会を申し上げますので、未回答率が高いままですと、逆に入念照会の対象者は少ないということになります。

そういった楽観的な見通しを立てるのはよろしくないだろうということが1つと、これから回答のお勧めをまたしてまいりますので、当然未回答の率は下がっていくだろうというこの2つを見据えまして、現時点で未回答の率が40%、逆に言えば、回答率が60%になるだろうということで算定をいたしまして、それから一定程度の「訂正なし」の回答率の実績でございませうとか、あるいは先ほど申し上げました入念照会の該当者の要件、これに該当する率を掛け合わせまして、結果として35万件というふうに見積もったということでございます。

**【村岡委員】** 先の話は、どう見積もるかは、もちろんやってみなければわからないのでこれはいいんですけれども、素朴な疑問で、これまで4万5,000件おやりになりま

したよね。この見込みが正しいとすると、これから35万件ですから、単純に考えれば、工数は10倍かかるわけですよ。もっと言えば10倍じゃなくて、8倍か9倍かしれませんけれども、これは2.7人で大丈夫なんですか。単純な計算だけの話なんです。

【鈴木企画課長】 具体的には、47の事務局すべてから、各事務所の人数と、それにどれだけの作業量をさせるかということも見積もって積算をいたしましたので、結果的にそれはあまり外れることはないだろうとっておりますのと、単純な割り算をしますと、今、先生がおっしゃったとおりなんですけれども、作業の効率化を一定程度図っていくということも考えておきまして、効率化の面につきましては、ごらんいただいているページの一番下のほうに幾つか載せておりますけれども、そういったことをあわせまして見積もりまして、35万件について2.7人でやっていくということではできないのではないだろうかという見通しを立てております。

もちろん、これ自体、1回立てたらもうそれっきりということではありませんで、逐次、進展状況に応じて見直していくことは必要だろうとっておりますので、そのあたりはよく注視してまいりたいと思っております。

【村岡委員】 最後に1つだけ、どれぐらいいるかとか、工数がどれぐらいかかるかというのは、もちろん走りながら考えなきゃいけない話だと思うんですけど、入念照会に要する工数の見込みは十分お考えいただいております方がいいと思うんですが。

【岩瀬委員】 今の入念照会の件で1つお聞きしたいんですけども、資料2の3ページの2の記録確認の結果について、ご本人の記録であると確認できた方が3万5,344人いたとありますけれども、これはトータルの数字だと思います。各事務局別にどうだったかというデータというのは、当然おとりになっていると思うんですが、それをお出しただけませんか。

【鈴木企画課長】 本日は用意がございませんけれども、持ち帰りまして、検討して出したいと思えます。

【岩瀬委員】 検討するということはどういうことですか。

【鈴木企画課長】 先生がおっしゃるように、おそらくあると思いますが、私自身、今、確認できておりませんので、確認して、あれば当然すぐ出したいと思えます。

【岩瀬委員】 よろしくお願ひします。

それともう1点、資料3に関して2点ばかりお聞きします。コールセンターの席数なんですけれども、これはいろいろ聞いてみますと、相当電話がかかりにくくなっていると。

こちらに提出いただいたデータでも、3月の受電率が相当落ちているみたいですが、これは単に首都圏だけじゃなくて、地方の人に聞いてみても、いつかけてもかからないと。比較的木曜日の午後をあいていますとか、土日にかけて直してくださいみたいなアナウンスが流れて、それに従ってかけてもほとんどかからないという状況が続いているようなんですが、この点、何か対応策というのはお考えでしょうか。あと、席数というのを増やすお考えはあるのかどうか、それがまず1点。

もう1つ、ウィンドウマシンに関してですが、同じ資料3の4ページの1のウィンドウマシンの貸与というところで、社会保険労務士221人に対してID・パスワードを発行しているわけですね。ところが、実際、ウィンドウマシンは46台しか出していないとこれは読めるんですけども、221人に生体認証等の手続をして使えるというふうにすれば、221台貸し出さないと非常に効率が悪いと思うんですがいかがですか。それから、市町村に対する貸与数も非常に少ないと思います。これは前々からなぜもっと早く貸し出していただけないのかというのを聞いているんですけども、どういう理由なのか、再度ご説明いただけませんか。

【宮本サービス推進課長】 まず1点目の、電話相談の席数につきましてのご質問に対してお答えさせていただきます。現在、そこにご報告いたしましたように、1,340という席数で動かしております。かかりにくくなったということも、3月末に非常に多くの特別便が集中的に発送されたということもあろうかと思っております。席数増につきましては、現時点におきましては、1,340席を大幅に増やすということはなかなか難しいとは思っておりますが、「ねんきん特別便」とは別にもう1つ、一般の年金相談を行っております年金ダイヤルのほうの席数、電話相談回線もございますので、いずれもご相談、ご要望が多い部分でございますので、国民の皆様にご迷惑をおかけしないように何とかしたいところではございます。しかし、一時的にご相談が増えてしまうと、やはりかかりづらくなってしまいう時期がどうしても発生してしまいますが、それにつきましても、回線の調整といったことはしたいと思っております。

それから、もう1つは、仮にその席数を増やさないといたしましても、より多くのご相談にお答えするためには、1件のご相談にあまり手間取らないようにお答えするというのも一つ大きな話ではないかと思っております。これにつきまして、個々の委託先の事業者ごとのトレーニング、あるいはやり方につきましてばらつきが発生し、一部に品質の低下が生じないようにウオッチしながら、私どもが個々の事業者にご相談をさせていただき、

調整させていただきながら、円滑に効率的に品質を落とさないで、1人当たりの相談にお答えできる件数を増やすといったことなども工夫しまして、お待たせしている方を少しでも少なくするといった努力はしてまいりたいと思っております。

**【鈴木企画課長】** 2点目のウィンドウマシンの件でございますけれども、最初に、そのうちの1つ目の社労士の方々221人に対して、46台とはどういうことかということなのですが、具体的にID・パスワードなり生体認証をしていただくのは、窓口装置を使う方全員にさせていただかないといけませんので、今、それぞれの都道府県の社労士会に1台置かせていただいています。その1台を、例えばその会に所属する方5人、入れかわり立ちかわりお使いになるとしますと、その5人にすべて認証していただくということになります。例えば、ある社労士会では、月曜日から金曜日まで1人ずつ交代で5人、これに担当の方がいらっしゃる。としますと、その5人全員に認証していただく。そういった形で、人数と台数が合っていないのはそういうことが1つございます。

それから、当然46台でいいのかということがございます。私どももいいとは思っておりません。今、連合会のほうとさらに追加で何台要るのかということのやりとりをしまして、ご要望もいただいていますので、これはできるだけ早く台数が固まりましたら配備にかかりたいと思っております。

市町村のほうについても、今、ちょっと遅いとおしかりを受けましたけれども、これも今、市町村のほうに照会をかけた結果が大体まとまっておりまして、これはお手元の資料の6ページのほうにも、既にそれぞれの協力できる市町村数というのは出てまいりました。それぞれの市町村でいつから開始できるかというのはさまざまでございますので、できるだけ早く開始していただける市町村については、もちろん必要性に応じてですけれども、早く配備をしたいと思っております。近々、第1号の配備ができるように、来週中にも早ければできるように段取りをとってまいりたいと思っております。

**【岩瀬委員】** ちょっと追加でお聞きします。仕組みを教えてくださいんですけども、認証登録をしますと、今の説明だと、1台を社会保険労務士会5人で使うと。その場合、仮に僕が認証でパソコンを立ち上げますよね、使っている間にほかの電話がかかってくる、別の人がそれを使うという場合、一度システムを落として、さらに認証した人が立ち上げないとだめなんですか。

**【中野所長】** はい、そのようになっております。

**【岩瀬委員】** そうすると、1台を5人で使うという、わりと使い回しができるよう

ですが、すごく時間がかかって大変だろうと思うんです。だから、そこは至急台数を増やしていただきたいと思いますが、それは可能なのでしょうか。

【中野所長】 1点補足させていただきますけれども、再立ち上げというのは、認証の部分だけですので、オペレーティングシステムの再立ち上げなどは必要ありませんので、そんなに長い時間がかかる操作ではございません。

【岩瀬委員】 あともう1点、市町村への貸与ですけれども、資料3の6ページで、年金相談に協力してもいいよというのが1,752市町村ある中で、ウィンドウマシンを貸与できるというのが188というのは、市町村の側がウィンドウマシンを持ってこられては困ると言っているんですか。

【福本年金保険課長】 6ページの資料でございますけれども、1、2、3とございます。まず、1の相談対応や社会保険事務所への届出代行の件数でございます。これは、実績でございます、今やっただいている市町村の数ではございません。その相談対応、社会保険事務所への届出代行、1のところに書いてありますのは、ここで書いておりでありまして、「ねんきん特別便」が送付された方が市町村に来られると。そのときに、「ねんきん特別便」の見方でありまして、照会票の書き方でありまして、そういうものについてアドバイスをすること。

それから、届出代行といえますのは、照会票に結果として書き入れて、社会保険事務所に出すということになるわけですが、市町村に今来られていますので、改めて別の社会保険事務所に行ってくださいではなくて、その市町村でも受け取って、市町村が社会保険事務所へ持っていくというようなことをするというので、1,752あるいは1,268の数でございます。

ただ、この場合、ウィンドウマシンがない市町村の場合には、「ねんきん特別便」で送られた背景にある浮いた記録そのものは、ウィンドウマシンの中に入っていますので、それをお伝えをして、これも本人の記録に間違いありませんかということではできないわけです。その意味で、ここは照会票の記入方法とか、あるいは代行というところまででございます。

それで、さらに加えて、浮いている記録そのものをご本人にお話を、ご本人の記録ですかということを確認する。これは社会保険事務所が今やっていることですが、これと同じことを市町村でしようとする、ウィンドウマシンが要ということになりまして、この2になります。職員がそういうことまでするということになりま

すと、一定の知識も要りますし、時間も割かなければならないということで、それにご協力をいただけるかどうかを市町村に聞いた数が188ということでございます。これは希望数でございます。ただ、188全部にウィンドウマシンを置く用意在今のところまだございませんので、120はこの市町村向けに配備をするということで、したがっておのずと社会保険事務所が混雑をしているところとか、あるいは人口の多いところを優先して120を選定し、4月中旬と書いておりますけれども、早いところは来週から配備する予定です。これは1台、1台入れると同時に、SEが回りましてセッティングをする、機能の検証をするというようなこともございますので、早くところは来週から配備をし、稼働させていくという予定でございます。

【岩瀬委員】 もう1つ聞きたいんですけれども、もう既に実績として相談を受け付けている1,752の市町村に対して、積極的にウィンドウマシンを貸与したいと働きかけはしないということですか。

【福本年金保険課長】 そこは、1,752を含めてでございますし、188というのは希望が今来ている市町村でありますけれども、我々のほうからも、ウィンドウマシンの設置について希望を聞く際に、お願いできませんかということをおっしゃいますし、特に社会保険事務所のほうが混雑しているところは、それを引き続き働きかけていきたいと思っています。この188という市区町村の数自体もできるだけ増やし、もちろんウィンドウマシンの数も用意をしなければなりませんけれども、そういうことは引き続き続けていきたいと思っています。

【岩瀬委員】 長引いて申しわけないですが、188に貸与する市町村に対して、どういう条件で貸与するというふうにしているのか。やはりいろいろな条件をつけられていると思うんですけれども、それを教えていただけませんか。

【福本年金保険課長】 機械、それからそれに付属するもの、機器につきましては社会保険事務所の側で用意をいたしますが、無償貸与でございます。それから接続の回線代についても社会保険庁側で見るということになっております。

ただ、実際に、ウィンドウマシンを用いて市町村の職員が仕事をするときに、備品みたいなものが要る。消耗品みたいなものですが、こういうものは市町村のほうで対応してもらおうというような形になっております。

それから、ここの契約内容で書きましたように、個別にどういう業務をしてもらおうかということは、今申し上げたようなことですが、保守管理をこういう形でやってほし

いとかいうようなことはお願いしております。

【岩瀬委員】 残りの1,752に関してウィンドウマシンを使ってくださいという働きかけをするわけですね。

【福本年金保険課長】 はい。します。

【岩瀬委員】 具体的に、どういうふうにするわけですか。

【福本年金保険課長】 具体的には、全国の社会保険事務局事務所が市町村にお願いをしていくということになります。

【岩瀬委員】 それは文書で照会をするということですか。

【福本年金保険課長】 文書で照会している場合もあり、個別に面会をしてお願いする場合もあります。

【磯村委員】 4つほどございます。

まず1つが、入念照会に関連いたしまして、資料2の3ページ、「訂正なし」と回答した方に対する入念照会の状況の表の真ん中のところですね。前回も申し上げましたが、21.5%が、「社会保険庁では、こんな記録を見つけましたよ」と言ったんだけど、ご本人のほうは「いや、それは私の記録じゃありません」と、こういった答えが2割、実数では9,675人、約1万人あるということですね。

それに対応する総発送数が約168万人分ですから、約0.7%の人が、社会保険庁から教えてもらった記録を私のものではない、と言っておられることになります。

この前提で1億人に送られていきますと、0.7%ということになりますと、1億人に対して70万人の方が、私の記録じゃないということになってしまうんですね。したがって、実際に送った数字と、反応があった数字と、それからその反応があった中身も、5,000万件の分についての反応の中身と、これから4月以降来る反応の中身とは大きく違うと思いますので、0.7という数字はかなり大きいのかなとも思います。この0.7という数字の中には、本人の勘違いと、それからもともとのコンピューターに載っている記録の間違いと、それから名寄せの間違いと、この3つの間違いが混在しているわけです。これがそれぞれどのくらいの比率かが、まだわからない。しかし、いずれにしても、皆さん方が見つけて向こうに通知をした記録が間違いだという可能性がかなりある。その比率が、今の状況だと送付数の0.7%ある。こういう数字の出し方がいいのかどうか。これはおそらく次の次あたりに何かそれらしき議論が出てくるんじゃないかなと思います。例えて言いますと、1週間ほど前の新聞にありましたような、仮に社会保険庁で見つけた記

録を全部「特別便」に入れるんだなんていうことになりますと、その辺の判断材料の一つになります。また、そうでなくても、これからの対応の一つの仕方として、こういう数字の出し方というのは、どこまでどうやったら正確な数字が出てくるという保証はないでしょうけれども、何らかの格好で、めどだけはつけておかないといけないのかなと、思っておりますので、その辺の出し方のご検討をひとつお願いできればと思います。次回で結構でございます。

それから2つ目。こうやって随分返信が増えてまいります。この返信の処理体制、処理状況については、今まで全くご報告がないんですけども、安心して切っておいてよろしいものでしょうか。例えば、前回のような業者の問題とか何とかというのは全く心配しなくてもよろしいのでしょうか。どなたかがきちんとチェックをしてらっしゃるのでしょうか。

また、せつかくの返信物は、一体どういう処理をなさるのでしょうか。郵便物のまま、どーんと積んでおくのでしょうか。PDFか何かにおさめるのでしょうか。コンピュータ上にはフラグを立てるのでしょうか。そういった処理体制について、どこかの時点で安心できるようなご報告をお願いできたら大変ありがたいと思います。特に、こうやって、皆さん方、お忙しい中におられるだけに、例の2万件のような処理が何らかのミスで起こらないとも限りません。人間のやることにはミスがあるんだという前提で物事を考えますと、この辺もやっぱりきっちり押さえておいた方がいいのかなというような感じがいたします。これが2つ目でございます。これも次回で結構でございます。

それから3つ目。先ほど、土曜、日曜の日数をお増やしになったとご説明いただきました。大変これは結構なことだと思います。こういう混雑状況でございますので、土日をもっと増やせないか。それから平日の時間、もっと延ばせないかというふうなことを考えますと、おそらく皆さん方のご返事としては、コンピューターの稼働余裕がないと。これは前にもご返事がありました。もう一つは、おそらく人手のやりくりがつかないというようなお話もあるんじゃないかと思います。これ以外にあるのかどうかわかりませんが、そのうち、コンピューターのやりくりがつかないという話は何回か伺っておりますが、では、そこでSQLサーバーを活用なさったらどうでしょうか。確かに一定時点の静止データではありますけれども、十分対応ができるんですが、SQLサーバーが活用できないのかどうか、これは、ぜひ次回に、改めてここできっちりとしたご説明をお願いします。業者がだめだと言っているなんていうのはだめですよ。そんなのは理由になりませんから。それ以外の理由で、なぜSQLサーバーの抽出の活用ができないのか、これの理由をきちっと

教えていただきたいと思います。

それから、4つ目でございます。きょうのお配りいただいた資料4、マイクロフィルムにより保管されている旧台帳1,466万件の処理の後ろのほうの、流れ図がございますが、流れ図の一番後ろのほうの⑩委託業者による印刷発送とか、通知書データの作成⑨、この辺はまた別途お話があるんだろうと思います。多少技術的なことになりますので、それ以前の問題として、二、三、確認とお伺いをしておきたいと思います。

⑨、⑩の流れの次の⑪、コンピューターによる既存のオンライン記録との氏名等の突き合わせ処理。「等」というのは、これは何と何でしょうか。これがまず第1点。

それから、このオンライン記録との氏名等の突き合わせ処理は、「オンライン」と書いておられますので、SQLとの突き合わせではないわけですね。その確認が2つ目。

3つ目に、この⑪の中は、一致と不一致とがあると思いますが、先ほどのお話ですと、一致の部分だけが、その右の四角の⑫に行って、加入期間の入力の対象になったということですね。そうすると一致しない部分、約1,280万件は不一致となって、下のほうに別途処理の何かサインがなければおかしいわけです。この不一致の分はどうなさるのか。

それから、先ほどの氏名等の何と何の中に住所が入っているとすると、住所変更の率はどれくらいだったのか、その辺、まとめて教えていただきたいと思います。

【中野所長】      ご説明申し上げます。

まず、「氏名等」の「等」でございますけれども、ここで突き合わせをいたしますのは、氏名、性別、生年月日についての突き合わせでございます。

【磯村委員】      3情報ですね。

【中野所長】      はい。

それから、「オンラインの記録」と書いてございますのは、基礎年金番号が付番されている記録の基本情報とか、氏名、性別、生年月日との突き合わせをするということです。

【磯村委員】      いやいや、オンラインのコンピューターなのかSQLサーバーなのかということをお聞きしています。SQLに一遍落としましたものでやっているのか。

【中野所長】      これはオンラインの中に入っているものと突き合わせをいたしております。

【磯村委員】      はい、わかりました。

【中野所長】      それから不一致が出てまいるわけでございますけれども、これらにつきましては、漢字氏名検索ファイルというものをつくりまして、そこに入れます。漢字氏名

の収録を④、⑤を通じていたしましたので、その入力をいたしました氏名、性別、生年月日、これはファイルの中に入れます。それで、事務所の端末から検索をして、もし、その同一氏名の方がお客様においでになれば、検索して探すことが可能な手がかりをつくろうというふうに考えております。

【磯村委員】 サブファイルをおつくりになるということですね。

【中野所長】 はい。そのようになります。

【磯村委員】 不一致の分だけです。

【中野所長】 はい。

【磯村委員】 わかりました。

関連しまして、実はこの1,466万件は非常に厄介な代物だろうと直感的に思っております。なぜならば、たしか、これは昭和29年時点の帳簿でございますね。そうしますと、一番若い方でも、現在既に75歳ぐらいになっていますかな。

【中野所長】 70歳以上です。

【磯村委員】 70歳以上ですね。ちょうど私どもと同じ年代だろうと思います。かなり記憶力が落ちております。しかも、中には亡くなった方が随分おられるだろうと思います。当然、遺族年金との関係も出てくる。亡くなった方の突き合わせも大変だろうと思いますので、この辺、作業の状況は、確かにこれはこれでよろしいんですが、もうちょっと作業全体のイメージを、次回にでも教えていただけませんか。

以上です。きょうでなくて結構です。

【葛西委員長】 3月までに宙に浮いた5,000万件については、一応、名寄せを完了し、4月から受給者、あるいは加入者に「ねんきん特別便」を出していきますよね。これから限られた時間で作業をするということになると、やっぱり自分たちの持っている戦力の優先配分というのを戦略的に考えないと、全く能力不足ということになるかもしれませんよね。そうすると、「宙に浮いていない」、すなわち既に基礎年金番号で管理されているデータを本人に確認してもらう作業に、まずは極力、戦力を集中することが、戦略的な手順ではないかと思うんですが、いかがですか。

【大宅委員長代理】 関連なんですけど、入念照会なんですけれども、申請主義というのをとるとすれば、本人が、もうこれでいいですよと言っているのに、いや、そんなはずはありませんと、こっちにはこういう情報があるんですよと言っていくのは矛盾しているのではないのでしょうか。やっぱり持っている情報を出して、私たちはこういうのを持っています

けど、そうじゃありませんかっていうのが筋だろうと思います。でも、そうすると、なりすましとか不正請求が出るからというのをひたすら恐れて、それを出さない。でも、もう1回確認してみたら、というのは、何とも筋が合わないんじゃないかという気がするんです。日本国全体として、税金の使い方としていいのだろうかという気がするんです。

それと似たようなことなんですけど、例えば、今度、説明書付きの特別便を、もう1回、108万人に出しましたよね。出力ミスで2万人というのは、これはやらざるを得ないことだろうと思うけれども、説明書をつけるかつけないかというのは、そんなにクリティカルではないという整理もできるのではないのでしょうか。特別便1通につき郵送費はいくらかかるんですか。80円では済まないですよ。あれだけ紙が厚ければ。

【石井運営部長】 百数十円ですね。

【大宅委員長代理】 100何円か、かかりますよね。少し割引があるにしても、億というお金がかかっちゃうわけですね。問題が起きました。はい。対処しますと言って、繰り返しやっているわけには多分いかないで、何かそういう枠とか、全体を考えた上でのお金の使い方、今、葛西さんがおっしゃったみたいないかないといけないうちではなかろうかというふうに思います。何でもコストだけでやれという意味じゃないんですけれども、あまりにも、ちょっと、納税者としてはですね。

【葛西委員長】 3月末というのは1つの節目であるわけですね。村岡さんも言われたんですけれども、そのところで作戦の展開を図らないと、優先順位の高いものも、あるいは効果の効率が低いものも一緒に追い求めるような話になってしまうんじゃないかなというのを危惧しているんですが。

【村岡委員】 今、委員長がおっしゃったことに、もう1点つけ足したいんですけれども、全員に対する「ねんきん特別便」って、4月から送りましたよね。あれだけ電話がパンクしているときに、100万、200万通出していくと、どういうことが起こりそうかというのは、ある意味で非常に危惧されるわけです。やっぱり委員長がおっしゃったように、1つのことをきっちり終わってから次のことをやると。決められた計画はあると思いますが、状況に応じて機動的・弾力的に対応することも必要で、そういうことをおっしゃる責任があるんじゃないですか。ですから、例えば、5,000万件が終わってから少し時間をおかないと、電話がパンクしているところに、どんどん送れば、ますます電話がパンクしますよね。

【住田委員】 重なるかもしれませんが、私の観点からお聞きします。

1つ目が、この入念照会なんですけれども、実施状況については、電話と訪問による照会件数のみを書いていらっしゃるんですね。これに対しては、正しいと思われる方向に落ちついたかどうかという結果のほうが重要だと思っています。これはできることとできないことの見きわめをつけながらやっていただきたいということです。次に、体制強化についてです。人員として非常勤職員をつけていらっしゃると思いますが、実はこういう入念調査は、意欲と能力のある方でないと無理ではないか。できる方とできない方の能力の差が顕著に出てくるという事業内容だと思っています。正直なところ、これができない人は、対人関係能力というのが非常に低い方なので、窓口業務もむずかしいと私は思っています。そういう意味で、能力を判定するという意味で非常にいいお仕事だと思うんですけれども、そういう人がこういうところに全部かかわってくるということは、人員の適正配置からいうと、もったいないなという感じもするわけなんです。ですから、この入念調査については、最初にある程度やって見きわめた上で、今後どうやるか、どう進めるかということについて、数字を見せていただきたい。特に事業所ごとに、どういう方が優秀で、どういう方ができなかったかと。数だけこなして、うそばかりでっち上げた報告書が上がってくるというのが、私は今一番恐れている事態です。これが1つ目です。

2つ目の、先ほどの2万件の出力誤りがあった発送数、外形的事実としては、これはそうなんだろうと思いますが、実際に原因はどこにあったかというご説明が、どうも私はいまひとつ納得できていないんです。これはシステムに誤りがあったのか、それともシステム作成者が、こういう問題があるんだから、こういうことをやっちゃいけませんとちゃんと指示していたのか、そういう指示がないので、適当に今までやってきたけど、つい最後には面倒くさくなって、全部まとめてやってしまったのか、そのあたりの原因究明ができていないと、これだけ再発送費用を多大に使うことになったわけですから。しかもこれはお金の問題だけではなく、これは個人データ、個人情報の一部流出なんですね。「こんなところの会社にこれだけ勤めて、その後、こんなところに行っているよ」というデータが、その方の手元に残るということ自体、非常に問題ですので、ちゃんと破棄して返してくださいとか、そういう形での対応をしておられるかどうかというのが気になります。

そして、これは今回のことだけにとどまらず、今後も、これからいろんなものを発送される機会がありますので、今回の責任者はだれであったかということをしかりと見据えた上で、再発防止策も立てていただきたいと思います。

3点目なんですけど、休日の開庁についての問題ですが、職員団体とどのような話し合い

をされたのでしょうか。要するに、割増賃金の話が出てきますし、代休の問題も出てきます。それを臨時職員としてやるのか、それとも正規職員でボランティア的にやるのか。そういう意味で、どんな話し合いをされたのか、きちっと出していただきたいと思います。その結果として、こういう体制を組むんだということであれば、また、それのご報告もいただきたいと思います。

以上です。

【中野所長】 それでは、出力誤りの件について、ご説明をさせていただきます。先ほど少し説明を割愛しまして、申しわけございません。

資料5の5ページ、先ほどごらんいただいた資料でございますけれども、出力誤りにつきまして、この原因の部分ですが、3月19日発送の帳票データにつきまして、実は3種類の磁気テープを1つの事業者に渡しました。それぞれ別々に順番に処理をすれば正しい帳票の印字が行われたわけでございますが、私どものほうで、それをテープを引き渡す際に、これを順々に別々に分けて処理をしてほしいということの伝達をいたしませんでした。そのために、受託をいたしました印刷事業者の方では、3本のテープを1つのコンピューターの中に入れてしまったわけでございます。その結果、この誤りが生じたということでございます。

【住田委員】 中身はわかったんですが、その指示の内容が気になったんです。要するに、システムのほうをつくった人が、これをこうやったら、こういう問題が起きるんだから、こういうことをやらないようにという指示があつて、その指示を伝えていたかどうか、聞いていたかどうかです。

【中野所長】 私どものシステムの担当者は、このテープをまとめた処理をすると不具合が発生するという認識をしておりました。それで、印刷業者に引き渡しをする際に、その点を注意をするようにすべきであったところでございますが、その伝達を十分きちんとはできなかったと。その伝達漏れがあつたために、事業者側が1つにまとめて処理をしてしまったということでございます。

このような形で複数のテープを1つの事業者に渡したというのは、この最後の3月19日の発送のうちの1つの事業者についてだけ、そういう事象が発生いたしました。それまでの間は、1つのテープを1つの事業者に渡しておりましたので、こういった不具合は発生しなかったということで、私どもの側の伝達漏れと思っております。

それで、この点、今後も大量の「特別便」の発送を行っていきますので、今回の教訓を

踏まえて、こういった過ちを起こさないように徹底をしたいと思います。

【村岡委員】　　こういう連番の振り方を指示されたのは社保庁なんですか。こういう連番の振り方をすれば必ず過ちが起り得るといのはわかるわけですよね。物理的にテープが別だからといっても、連番は同じものがついているわけですから、普通、常識的に考えれば、テープに番号をつけて、それで区別できるような連番をつけるとか何かすると思うんです。　申し上げたいのは、これがどうのこうのというのは別にして、同じことが、またどこかで起こるんじゃないかということです。

【大宅委員長代理】　　どの時点で発覚したんですか。

【中野所長】　　この事象そのものにつきましては、3月19日に発送いたしました、3月24日、月曜日になりますが、社会保険事務局のほうから不具合のものがあるという連絡が私どものほうにありました。原因を究明したところ、この3本のテープをまとめた処理をしたということが原因だということがわかりまして、3月27日に公表をさせていただいて、28日に再送付したということです。

【住田委員】　　発覚の端緒は社会保険事務所から、内部でわかったんですか。受け取った方がクレームをつけたからと私は新聞報道で聞いていますが。

【中野所長】　　はい。受け取った方が社会保険事務所にその相談に見えまして、その連絡が私どもの社会保険事務局を通じて業務センターに来たということでございます。

【石井運営部長】　　先ほど、委員長から全体的な取り組みについての考え方、そこら辺の方針、どうなっているかと、ほかの先生方からも関連してお話ありましたので、これまでの各回におけるご説明の中でも、ご理解は当然いただいていると思いますけれども、再確認というような感じで、ちょっと整理して申し上げます。

おっしゃるとおり、私ども、この年金記録問題の解決に当たるマンパワー、それからマシン能力ですね。それから現場の、例えば、拠点の数、コールセンター、それから予算、いずれも有限でございます。この有限のものを、要するに、どういうふうによく組み合わせ、定められたスキームの中で与えられたミッションをこなすかということでございます。基本とすべき方針というのは、昨年7月5日に決定された方針でございます。この方針というのは、幾つかのポイントがございますけれども、やっぱり主軸の部分は「特別便」をお送りする。この「特別便」をお送りして、確認をしていただき、その回答をいただいて、そして最終的には統合すべきものは統合するということですが、このプロセスは、おっしゃるとおり3月までの部分と、それからそれ以降、4月から10月までの部分とな

っていて、いずれにしても、これは国民の皆様に対するお約束なんです。ですから、私どもは、これは与えられたもの、与件というふうを受けとめまして、どこまでも忠実にこれをやり切ると、こういう気持ちでおります。

ただ、その中でも、やっぱりより結びつく可能性が高いのは、ご指摘もいただいておりますけれども、これは明らかに3月までの「特別便」の部分でございますので、このところの結びつきの率というものをできるだけ高いものにするというのが一つの我々の役目だろうと思っておるわけです。もちろん、4月以降10月までの部分も、それに比べて重要性が劣るかという、そういうことではございませんで、したがって、我々自身、これに当たるマンパワー等の制約もありますことから、庁を挙げ、あるいは国を挙げるという形で、さらには各方面のご協力をいただくという形で、足らざるところについては、いろいろ連携をいただきながら、総体として、このスケジュールのところをしっかりとこなしていこうということでございます。とりあえず3月までの部分について言えば、一定の高さで結びつく可能性というものが一応確認されておりますので、このところは確かにお送りをして、そしてその訂正がないということでもいただいたご回答については、やはり一定の対応をする必要があるだろうと。その一定の対応をする必要がある理由というのは、幾つかあるかもしれませんが、2つぐらい挙げさせていただくと、1つは、要するに、お送り申し上げている相手の方が受給者、高齢の方なんです。しかも、お送りしている記録が古い記録だということなんで、ずっとその記憶がよみがえって、そして私どものほうにレスポンスをいただくというのはなかなか難しいものですから、少し手間暇はかかりますけれども、連絡を申し上げて、その折に、具体的に、ヒントを与えるという回りくどいやり方じゃなくて、あなたのもと思われる記録として、いつからいつまで、どこの事業所にと、あるいはどこにお住まいという形なんですけれどもということでお伝えすることで効率よくやるという、そういう方法をとらせていただいているということでございます。この入念照会というのは一つの例でございますが、先ほどお話もございましたけれども、一方では1,466万の昭和29年以前の記録もあって、記録の価値としては、それ以降のものと同じかどうかという議論はありましようけれども、やはり今、受給なさっている方、あるいは受給する可能性をお持ちの方、その方々に対して、そういう措置というものを、全体の取り組みの中では最優先のところ、位置づけていくべきなんだろうと考えております。そういうことからして、資源の配分のいわばシフトのさせ方は、そちらのほうに厚目の形にすると。

ただし、1466万件そのものも、7月5日の方針の中できちんと処理をせよということが明確に書いてありますから、これはないがしろにするのではなくて、いわゆる5,000万件と同じような扱いではいくと。ただし、優先順位の関係で、やや時間的な前後関係というのが生じるけれども、そこは次回ご報告申し上げますが、いいかげんなことにならないような、きちんとした管理のもとで、いずれ、それを解明するなり、再検証するなりということをやらなくちゃいけない時期がおそらく来るだろうと思っております。そういう展望の中で、かちっとやると、そういうようなことかと思えます。そういうことですので、そこら辺の前後関係、優先順位の高低、ここら辺を間違えないようにしながら、そして、さまざまな資源を、最もその時点その時点で有効な形で駆使できるような、そういうスキームというのは一体何なのかというのを考えながらやっていくと。この監視等委員会における、こういう形でのいろいろなご意見、これもそうですし、それから大臣直属の作業委員会というのがございます。こちらのほうでも、いろいろご意見をいただく。その他、各方面で、いろんな形でアドバイス、ご意見をちょうだいできるような、そういう枠組みの中で私どもは作業させていただいておりますので、これからも、いい、ありがたいというようなご指摘はどんどん取り入れていきたいと。

我々が持っている情報で、これはやっぱり必要だというようなもの、基本的には、すべてというスタンスになるわけですが、お伝えし、公表もしていきたいと、そんなふうにご考えておるところです。雑駁な説明で大変恐縮でございますが、そんなふうにお思っております。

**【村岡委員】** 委員長はプロジェクト専門家ですからご存じでしょうけど、プロジェクト管理をやるときに、戦力を分散配置するというのとは一番まずいんです。戦力は集中しなければいけない。そのためには、1度決まった計画でも、必要であれば見直さなきゃならない。ちょっと言葉がきつくて失礼に当たることはおわびしますが、その場を糊塗するためにあちこちにばらまいたプロジェクトというのは、私も個人的には自分がかかわって失敗させたのが幾つかありますので、それは重々お考えいただきたいと思えます。

**【葛西委員長】** 全くそうですね。

**【岩瀬委員】** さっきのウィンドウマシンにこだわってお聞きします。市町村で今実績で1,000幾つ相談をやっていただいていると。そういうところに積極的に協力を求めてウィンドウマシンを貸与していくという働きをやるべきだと思うんです。それはやっぱり社会保険庁としてそういうことを取り組まなくてはいけなくて、先ほどのご説明だと、そ

それぞれの局の責任者が局の判断で文書で問い合わせることもあれば、口頭で問い合わせることもあると。こういうことをやっていると、既に社会保険事務所はいっぱいな状態で、先ほど石井部長のお話にありましたように、かなり高齢の方たちが相談に行って、相当困っていらっしゃるわけですね。僕のところにも直接電話で来た人なんかは、がんの手術をした後で、ボンベを背負って行って、何時間も待たされると。しかも、ろくな対応してもらえないし、コールセンターにかけてくれと言われて、かけたんだけど、つながらないとか、そういうことがありますので、相談窓口を広げて、そこでウィンドウマシンできちんと一件一件処理できるというふうにする体制を早く組んでいただきたい。予算の問題があるとは思いますが、そこは工夫するなり、大臣にお願いするなりしてですね。

僕はほんとうにウィンドウマシンをなぜ早く現場に貸し出さないのか不思議ではないんです。何か理由はあるんですか。

もう一つ、これは前々から中野所長にお願いしている件で、524万件の件で、詳細なプロセスをお示しいただきたいと。やっぱり、この委員として、そういう疑問に対して執拗に回答を求めていくというのは義務だと思いますので、ぜひとも、これは次回で結構ですので、出していただけますか。もう出していただけるということになっていたと思うんですけれども。

【中野所長】 はい。お出しいたします。

【石井運営部長】 今のウィンドウマシンの市町村への貸し出しの件ですけれども、これは別に渋っているわけではありませんで、経緯はもうご承知かもしれませんが、総務省さんと相談をずっとしてきて、それで、じゃあ、希望するところが手を挙げるということであれば、端末を使つての協力を、市町村サイドにおいても行ってもらって、それは構わないと。そういうことでのいわば合意に達したのが比較的最近のことです。そこからあまり時を置かないようにして、全市町村にご連絡申し上げて、それでご希望の有無というのを確認してきているんです。市町村のほうも、これは市町村の責任にするつもりは全くないということでご理解いただきたいんですけれども、実際どこまでできるだろうかと、そこら辺の確認に少し時間がかかっているということございます。というのは、市町村が現年度分の保険料を徴収していた時期というのがあったわけですが、そこから撤退して何年もたっているんです。ですから、例えば、端末の操作に必要なスキルを持った職員がいるのかいないのかとか、いろいろそういうことの確認も市町村によってはあったらと思う。しかし、私どもとしては、そのところのご希望の集約は急がせていただく

ということで、こういう状況で来ております。それで、実際、大丈夫ですねと。私どものほうからは貸し出しの用意がございますよということで、個別にお話を詰めていくところなんです。その詰めがもう終わって、実際、貸し出しをお渡ししたというところも来ておりますけれども。ご趣旨は基本的に私どもも全く異論のないところでございますので、市町村と連絡をとり続けてきている事務局、ここが接点となるのが私は基本だろうとは思いますが、本庁としても、事務局任せにするということではなくて、総務省とも連携をとりながら、そこら辺は落ちがないように、きちんとやっていきたいと思っております。

【葛西委員長】 さっきの話で、結びつく可能性のある人に通知して、本人からこれで結構ですというふうに言われても、入念確認をしなければいけないと言われましたよね。大宅さんがさっき言われたみたいに、本人がいいと言っているものについて、何で入念確認をして、余計な税金を使うんですかという考え方が一つありえますよね。それをやるぐらいなら、むしろ社会保険庁のほうで、これは結びつくはずだという人に、記録を統合しますと言って、処理したほうが、まだ安上がりかもしれないという感じもするんです。その辺のところ、一たん自分たちがこうしますと言ったことにこだわり過ぎているように思います。どこかで、このあたりでこれはよしとするというような割り切りをしないと、仕事って進まないような気がするんです。

【石井運営部長】 確かに、いろんな考え方がその点についてはあるんだろうと思うんです。それで、それなりにお知らせをお届けさせていただいて、それでご確認の機会というのは、そこであつたわけだから、訂正なしという形で出てきた以上は、それはもうそれで決着だというふうな形で整理するというのも一つの考え方としてありうるでしょう。

【葛西委員長】 未解明というのも一つありますよね。

【石井運営部長】 はい。もう一方の極においては、さはさりながらということで、私どものほうでストライクの方を呼び出して、そこまで呼び出した以上は、例えば、そうとおぼしきもので、該当するのがその方だけというか、1対1という形になったものについては、例えば、結びつけるというような割り切りをするというのも、非常にこれは一方の極端な考え方かもしれませんが、これはあり得るわけですね。

しかし、私ども、やっぱりこの問題は氏名、生年月日、性別の3情報の名寄せで行っているということ。もちろん期間重複チェックという時間での矛盾点からも排除しておりますけれども、やっぱり確かさの度合いということからすると、基本的には、そして冷静に考えてみると、そう高くはないんだろうと。やっぱり外れるケースもあり得る。そのリスク

というのはまだわかりませんが、そう小さくはないんじゃないか。例えば、1%未満とか、そういうような形ではないんじゃないかというふうなことを考えますと、やはり基本的にはご本人に確認していただくというプロセスを外すわけにはいかないですね。

【葛西委員長】 それは無限に続けるということですか。

【石井運営部長】 いや、それで、その場合どこまでやるかという話なんです。現時点では、私どもは、要するに、3月までにお送りした。要するに、「特別便」の中。つまり総数が1,030万通ということになるわけです。記録の数としては1,172万ということになります。その中の受給者の方、数にいたしまして300万人ということになります。300万人の中のストライクゾーンの方、そここのところに、とりあえず我々は焦点を置くべきだろうと。ストライクゾーンの中で、訂正なしで返ってきた方、これを要するに我々は対象とすべきだろうと、そういうふうに考えておきまして、無限にやるというようなことは考えておりません。

特に4月以降は、要するに、名寄せをした結果、そういうものが出てきていない方に対して加入履歴をごらんいただいてということでの作業ですので、それ以降、9,500万人の部分については、基本的にはそもそも入念照会の対象とすることになじまないというふうには考えております。

どこら辺で入念照会を方針として見直すようにするか、それはまだ現時点では何とも言えないわけですが、何しろ当面、先ほどもちょっとお話しいただいたような感じでございます。

【葛西委員長】 今のお話だったら、そういう方針であるということはどこかで明確にしておかないと、そこは方針をきちんと立てておかなければいけませんよね、政府としては。

【石井運営部長】 ご指摘の点は、よくわきまえてやっていきたいと思っております。

ただ、基本的には、我々が想定しているグループというのは、そういう部分だということとです。

【葛西委員長】 それはわかりました。私が言いたいのは、必要な判断を適切な時期に行わないことで、結果として損害を国民全体に与えるようなことを危惧しているということなんです。

【住田委員】 実は、私自身の整理の仕方ですと、本人に照会するというのは、いわゆる証拠方法、証拠資料の一つということであり、どこまでする必要があるかという

ことと、次に、本人の承諾が要るかどうかという問題だと思います。本人への入念調査、照会に関しては、この論点があります。一方、書類とか今までの帳票全部については、国には管理義務、整理義務がある。それで職権調査をしてこれを整備する義務もある程度ある。そこの兼ね合いだと思うんですが。

これらがぶつかって最後に問題になるのは、こちら、もう99%、資料でこうだと思っているんだけど、本人は覚えがないから関係ないと言ったときに、職権として、こちらはこうだと判断しますということをするのか、それとも本人が放棄したと見るかということが一つの問題点になってくるだろうと思うんです。ですから、そこで本人の申請主義を優先するのか、国として、今まで整理できなかったのは申し訳ないと。ご本人は忘れていただけなんで、ここに対しては、ちゃんとご本人の権利として認めますというふうに言うのかという、きちんと考え方を固めておかないと、入念調査で、いかがですかと言ったときに、知りません、要りませんと言ったからいいんだと流れたら、逆に、これ、だれが見たって正しいのに、国が本人にそういうふうに誘導させて払わないことになったのかという問題が出てくると思うんです。ですから、入念調査照会のときは、これは99%そう思うんだったら、これらの整理をつけた上で、これはこういうふうにしようという決をやっておかないと、いわゆるよくわからないまま、宙ぶらりんで決断できないものができるのではないかと、そのようなことに対して、私は心配しているということです。

**【葛西委員長】** やっぱり何十年もかかって、何かよくわからなくなってしまったものというのは、全部をきれいにするという事は難しいでしょうし、これは多分結びつくだろうという記録の統合について、本人がこれでよしということによるのか、それとも社会保険庁側がそうだと決めるのかというようにところの割り切りがどうしても必要になってくる。その辺のところは整理しておかないと、いつもぐるぐる回りしてしまう。私は別に、今あるところで割り切れと言っているわけではないんですよ。方針をきちんと正確に立ててやらないと、ほんとうに揺れ動いて、右顧左弁をしながら、逐次妥協したり、あるいは少し時間と金と人間を余分にかけるような方向に動いていくと、結果として見たら大変なむだ遣いだったというような結論になるとよくないと思うんです。そこを我々は、やっぱりどうなんですとか関心を持って見ていく必要があると思います。方針を決めるのは、それは当事者の方ではありますけれども。

**【石井運営部長】** はい。わかりました。

**【宮島総括審議官】** 今の話は大事な話なんで、ちょっと私どもの中でもう一度議論を

させていただきたいと思います。

【宮島総括審議官】 というのは、無回答は入念照会の対象になっていないんですね。回答があった人で訂正なしが対象だと。訂正ある人はいいわけですけど、訂正なしだという人のところだけ入念照会をしていると。これが、さっき住田委員がおっしゃったような理屈から見てどうなんだということかと思います。無回答は入念照会をしていないわけですから。これは職権でこうやったということにはなっていないんですね。要するに、訂正ありということで回答があったから、そこは訂正なしということで、一応、回答してくれたから、その人たちについては入念照会しましょうかというような、そんな整理になっていますから、それが妥当性あるのかどうかということは非常に大事なポイントになってくるんだと思います。その辺はまた、もう1回整理したいと思います。

【葛西委員長】 時間が大分過ぎましたが、ほかに何かありますでしょうか。

【岩瀬委員】 住田先生の質問と関連するんですが、組合とどういふ話をしたのか、はっきり教えていただきたい。というのは、土日に開くと、平日のシフトができなくなってくるという社会保険事務所長の声なんかが随分来ているものですから、そこら辺のシフトがきちんとできて、支障なく対応できるのかというのは教えていただきたいです。

【吉岡総務部長】 時間も限られているので、簡単にお話ししておきますと、基本的には、去年の春から整理しました社会保険職員労組は、記録問題につきましても、全面的に、もちろんみずからの問題として協力をするというので、いろいろ現場の対応につきましても、私どもこちらで決めた方針を、事務局を通じて、それぞれの事務局に応じた体制をつくっております。

今、岩瀬委員がおっしゃったみたいに、土日開庁、休日開庁の利便性は、非常に国民にとってはプラスな話ですから、人をつけると。その場合に、超過勤務手当の対応は、もはやできません。予算的にも、そういう土日出勤した者への超過勤務手当はもうできませんので、すべて代休と、振り替え休日と。例えば、土曜日半日出れば、その職員は二、三週間以内に、必ずどこかのウイークデーに休ませるということで、何とか肉体的な再生産を図ると。ただ、これは例外がございまして、所長とか次長とか庶務課長は、これはもう幹部だからしょうがない。ほとんど土日出ても代休なしでやっておりますが、特に、これから長丁場の作業を考えたときに、若い、あるいは中堅の職員について再生産を考えれば、そういうことをきちんとやらざるを得ないと考えております。

ただ、例えば、土曜日は結構混むけれども、日曜日だと、窓口をあけていても、なかなか

か、それほどお客さんがいらっしやらない可能性があつて、本人のモラルから考えても、例えば、日曜日に半日出ていて、自分の持ち場をどこかウイークデーであけると、ウイークデーのほうが相談が多いことがありますので、そのあたり、できるだけ見通しを確たるものをもって、いわゆるアイドリングがないようにやっていくと。特に労組の場合には、肉体的な再生産ということで、きちんと健康管理には基本的に気をつけてほしいという意見はございますが、基本的には、この記録問題については、土日での休日開庁の対応も含めて、非常に私は協力的だと考えておりますし、あとは各事務局ごとに、労働組合の支部において具体的な話し合いがされて、私どもの方針にご協力はされていると、このように考えております。

【葛西委員長】 それでは、もう時間も予定の時間を過ぎましたので、きょうは、どうもお疲れのところをありがとうございました。以上で説明は終わりたいと思います。

(社会保険庁退室)

【葛西委員長】 大体、時間がまいりましたので、本日の議事はこれで終了させていただきます。次回は6月5日の14時から開催いたします。本日は御多用のところ、ありがとうございました。

以 上